（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料）

**第二条の二**　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。

一　熔成けい酸りん肥
（削る）
（削る）
二　乾燥菌体肥料
（削る）
三　菌体肥料
四　副産肥料
五　熔成複合肥料
六　汚泥肥料
七　水産副産物発酵肥料
八　硫黄及びその化合物

（植物に対する害に関する栽培試験の成績）

**第二条の三**　法第六条第一項第六号の植物に対する害に関する栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）
四　試験の設計
イ　肥料又はその原料の供試試料の種類及び名称並びに分析成績
ロ　供試土壌の土性、沖積土又は洪積土の別その他土壌の性質について必要な事項
ハ　（略）
ニ　施用の設計
ホ・ヘ　（略）
五～八　（略）

2　前項第六号の試験結果にはそれを証明する供試作物の写真を添付しなければならない。

（仮登録の申請に要する栽培試験の成績）

**第三条**　法第六条第一項第九号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）
四　試験の設計
イ　（略）
ロ　ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性、沖積土又は洪積土の別その他土壌の性質について必要な事項
ハ　（略）
ニ　施用の設計
ホ・ヘ　（略）
五～八　（略）

2　（略）

（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料）

**第二条の二**　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。

一　副産窒素肥料
二　液状副産窒素肥料
三　熔成汚泥灰けい酸りん肥
四　副産りん酸肥料
五　乾燥菌体肥料
六　吸着複合肥料
七　副産複合肥料
八　熔成汚泥灰複合肥料
九　副産苦土肥料
十　副産マンガン肥料
十一　液体副産マンガン肥料

（植物に対する害に関する栽培試験の成績）

**第二条の三**　法第六条第一項第六号の植物に対する害に関する栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）
四　試験の設計
イ　供試肥料及び対照肥料の種類及び名称並びに分析成績
ロ　供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別
ハ　（略）
ニ　施肥の設計
ホ・ヘ　（略）
五～八　（略）

2　前項第四号ホの試験区には対照区を設け、同項第六号の試験結果にはそれを証明する供試作物の写真を添付しなければならない。

（仮登録の申請に要する栽培試験の成績）

**第三条**　法第六条第一項第九号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）
四　試験の設計
イ　（略）
ロ　ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別
ハ　（略）
ニ　施肥の設計
ホ・ヘ　（略）
五～八　（略）

2　（略）